国立研究開発法人 森林研究・整備機構の 令和4年度の業務実績に関する評価書(案) 概要

農林水産省 林野庁

## 第1 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項

### 1. 研究開発業務

評価単位	評価のポイント	評価	結果
	・代表的な研究成果(計画どおりの成果)に番号(①、②)を付して記載		
(担当課長)	・2行目の※印は計画を上回る成果(A の根拠)	大臣	(独法)
	・3行目の※印は特に顕著な成果(Sの根拠)	八正	(14/4/
	・各文末のカッコ書きは評価書本体のページ数		
(1)環境変動下での	① スギの全染色体のゲノム配列を解読(P13)	S	(S)
森林の多面的機能	※ 解読結果(参照ゲノム配列)を前倒しで公開(P14)		
の発揮に向けた研	※ ゲノム研究で最も権威ある国際学会で、針葉樹では世界で最も高精度な成果であると評価		
究開発	(P14)		
	② 原子力災害地域の森林における事故後 10 年間のモニタリングデータを解析し、セシウム 137 の		
/ TT 12	土壌中の蓄積量等が平衡状態に近づいたことを解明(P17)		
(研究指導課長)	※ 日本森林学会と日本地球化学会の奨励賞を受賞(P19)		
	※ 国際原子力機関(IAEA)主催の「放射線学的・環境学的影響評価プロジェクト専門家会合」に		
	おいて(国研)量子科学技術研究開発機構及び(国研)国立環境研究所と共同で、原子力災害		
	地域の放射性セシウムの動態研究に関するワーキンググループ(WG)の設置を提案		
	同 WG の設置にかかる提案は 2023 年 6 月に承認され、今後、各国の研究機関と協力して、		
	上記 10 年間のモニタリングデータの解析結果等をもとに研究を進めることで、世界各地の原子		
	力施設で発生し得る原子力災害に対する防災計画の策定等に貢献することが見込まれる		
	(P19)		
(2)森林資源の活	① 国産トリュフ3種の DNA 解析により遺伝構造の地理的傾向を解明(P29)	Α	(A)
用による循環型社	※ トリュフ菌の増殖条件の解明過程(菌共生苗木の植栽試験)において、子実体(トリュフ)の発		
会の実現と山村振	生に前倒しで成功(P29)		
興に資する研究開			
発	② 耐熱性が高いノボラック樹脂(プラスチックの一種)に改質リグニンを配合することで、耐熱性の   ***********************************		
(研究指導課長)	さらなる向上と高強度化を達成した高バイオマス度の新素材を開発(P36)		
	※ バイオマス度(改質リグニンの配合割合)60%以上の計画目標に対して85%を実現(P36)		

(3)多様な森林の造	① 優良品種等の開発(P43)	Α	(A)
成・保全と持続的資	※ 青森県と協力して東北地方で初となる無花粉スギ品種を開発(P45)		
源利用に貢献する			
林木育種	② スギの原種苗木増産技術を改良(P46)		
(研究指導課長)	※ 親木 1 本からの増殖目標本数(300 本)に対して 430 本の増殖に成功(P47)		

# 2. 水源林造成業務

評価単位	評価のポイント	評価結果	
(担当課長)	・下線部は計画を上回る成果(Aの根拠)	大臣	(独法)
(1)事業の重点化 (整備課長)	<ul> <li>事業の新規実施は、水源涵養機能等の強化を図る重要性が高い流域に限定し、390 件、3,387ha (目標値比 121%)の針広混交林・育成複層林を造成</li> <li>・流域保全の取組強化のため面的な森林整備を推進し、既契約地周辺の手入れが不十分な森林に対して間伐等を30ha 実施(基準値比 120%)</li> <li>・公益的機能の持続的な発揮のため、既契約地において610ha(基準値比 359%)の育成複層林誘導伐を実施</li> </ul>	A	(A)
(2)事業の実施手 法の高度化のため の措置 (整備課長)	<ul> <li>森林施業の効率化・生産性の向上に向けて、育成複層林への誘導に当たり伐採と造林の一貫作業システムを505haで実施</li> <li>・育成複層林誘導伐、主伐、間伐を積極的に実施し、地域の需給動向を踏まえた安定的な木材供給を推進するために36.8万㎡(基準値比189%)の木材を搬出</li> </ul>	В	(B)
(3)地域との連携 (整備課長)	<ul><li>・被災森林の迅速な復旧を図るため、被災状況や復旧計画の情報共有を図ること等を盛り込んだ森林整備協定を9件締結</li><li>・地域の造林者等へ森林整備技術の普及等を図るため、技術検討会を6回開催</li></ul>	В	(B)

## 3. 森林保険業務

評価単位	評価のポイント	評価	結果
(担当課長)	▼下線部は計画を上回る成果(Aの根拠)	大臣	(独法)
(1)被保険者へのサービスの向上 (計画課長)	・保険契約者からの重複保険や危険増加の通知をウェブ上で実施できるように、規程の改正及びウェブサイト改修を実施 ・損害調査員の確保等の研修について、より実践的な内容で研修を実施(目標6回以上、実績 13回) ・損害発生通知書受理から損害実地調査完了までの期間は災害の発生状況にも左右されるものの、業務講習等による損害調査員の確保や損害調査の効率化等の取組を進めた結果、今年度は52日に短縮(達成目標 74日)	A	(A)
(2)制度の普及と加 入促進 (計画課長)	<ul> <li>森林経営管理制度による森林保険の活用推進のため、自治体を個別訪問(20 回以上の目標を上回る28 回)等し、経営管理権集積計画を公告した市町村の約6割が森林保険を表記。本制度に係る保険契約の増加(R3:40 件(19 市町3事業体)、R4:67 件(38 市町、7事業体))</li> <li>・重点的に加入促進の取組を行った I 齢級は令和3年度を上回る加入実績(R3:508 百 ha、R4:514百 ha)</li> </ul>	A	(A)
(3)引受条件 (計画課長)	・令和6年度からの新たな引受条件の改定、外部有識者を含めた統合リスク管理委員会の開催等、 年度計画に沿った取組を着実に実施	В	(B)
(4)内部ガバナンス の高度化 (計画課長)	・外部有識者を含めた統合リスク管理委員会や財務・業務運営上の課題について役員を含めて検討する会議を開催し、財務の健全性及び適正な業務運営の確保に努める等、年度計画に沿った取組を着実に実施。	В	(B)

### 4. 特定中山間保全整備事業等完了した事業の債権債務管理業務

評価単位	評価のポイント	評価結果	
(担当課長)		大臣	(独法)
特定中山間保全整 備事業等完了した 事業の債権債務管 理業務	・林道の開設又は改良事業の賦課金及び負担金に係る債権債務並びに特定中山間保全整備事業 等の負担金等に係る債権債務について、徴収及び償還を計画どおり確実に実施	В	(B)
(整備課長)			

### 5. 研究開発業務、水源林造成業務及び森林保険業務との連携の強化

評価単位	評価のポイント	評価結果	
(担当課長)		大臣	(独法)
研究開発業務、水 源林造成業務及び	・研究開発業務の職員が講師となる情報交換会を、対面とウェブ配信のハイブリッドで開催し、視聴 範囲を各業務の全職員に拡大	В	(B)
森林保険業務との 連携の強化	・研究開発業務と水源林造成業務が連携し、水源林造成事業地に設定した展示林において特定母 樹やエリートツリーの普及を促進するとともに初期成長等を調査		
(研究指導課長)	・研究開発業務と森林保険業務において、水源林造成業務の GIS 情報を活用して干害の発生リスク を過去の被害実績から検討		
	・水源林造成事業における分収造林契約を締結している市町村に対し、水源林造成業務の出先機 関と連携して森林保険加入を促進		

### 第2 業務運営の効率化に関する事項

1. 一般管理費等の節減~3. 業務の電子化

評価単位 (担当課長)	評価のポイント	評価	結果
()三国际及/		大臣	(独法)
1. 一般管理費等の 節減 (研究指導課長)	・事務経費の節減、予算の適正な管理等により、中長期目標に定める一般管理費等の抑制目標を 達成	В	(B)
2. 調達の合理化 (研究指導課長)	・「調達等合理化計画」に基づき、合理的な調達、一者応札・応募の改善、調達に関するガバナンスの徹底等を実施	В	(B)
3. 業務の電子化 (研究指導課長)	・水源林造成業務に係る各種手続きのオンライン化に向けた環境整備を推進 ・森林保険業務において、タブレット端末を利用した損害調査等システムの実証及び機能付加等の 改良	В	(B)

#### 第3 財務内容の改善に関する事項

1. 研究開発業務~4. 保有資産の処分

評価単位 (担当課長)	評価のポイント	評価結果	
(担当誅我)		大臣	(独法)
1. 研究開発業務	・公募情報を速やかに周知し、課題内容の検討時間を確保した結果、科研費では前年度より採択率、獲得金額とも増加	В	(B)
(研究指導課長)	・主導的に設立した研究開発プラットフォーム経由でイノベーション創出強化研究推進事業に 9 件応募し、5 件採択		
	・大型の外部研究資金として、NEDO のグリーンイノベーション基金 1 件、内閣府の PRISM1件		

2. 水源林造成業務等	・負担金等の計画的な徴収等により長期借入金を確実に償還 ・外部専門家の意見を踏まえつつ、長期収支の見通しにより長期借入金等の償還確実性を確認・公 表	В	(B)
(整備課長)	<ul><li>・前中長期目標期間の繰越積立金は、水源林勘定では現期間の借入金利息の支払いに充当し、特定地域整備等勘定では負担金等の徴収並びに長期借入金の償還に要する費用に充当することで適正に処置</li></ul>		
3. 森林保険業務 (計画課長)	・積立金の規模の妥当性の検証や保険料収入の安定確保に向けた取組等、年度計画に沿った取 組を着実に実施	В	(B)
4. 保有資産の処分 (整備課長)	・職員宿舎第 16 号(豊島区池袋)について、計画どおり令和5年3月に国庫納付	В	(B)

# 第4 その他業務運営に関する重要事項

1. 施設及び設備に関する事項~8. 環境対策・安全管理の推進

評価単位	評価のポイント	評価:	結果
	・下線部は計画を上回る成果(Aの根拠)	大臣	(独法)
(担当課長)		八丘	(江江)
1. 施設及び設備に	・冷暖房設備の稼働時間の短縮、エネルギーセンター熱源設備の部分停止、毎日の電気使用量を	Α	(A)
関する事項	見える化することによる職員啓発等により、冷暖房設備の稼働が多い2月~7月の電気・ガスの使		
	<u>用量をそれぞれ前年度比約 10%・15%削減</u>		
(研究指導課長)	・挿し木高速増殖用育苗温室整備、穂木等低温貯蔵施設整備、ビルトインチャンバー更新及びきの こ発生室更新		
	・新農林水産省木材利用推進計画に基づき、木造建築物の新設、内装の木質化等、木材利用を推 進		

			1
2. 広報活動の促進	<研究開発業務> ・ウェブサイトや SNS 及び刊行物といった多彩な手段を活用した情報発信(新たに Twitter による 情報発信を開始)	Α	(A)
(研究指導課長)			
	<水源林造成業務> ・水源の森林と地域の関わりを紹介するためにウェブサイトにおいて水源林造成事業の近年の取		
	組事例のページを新設 ・各地域のイベントへ参画し森林の役割や水源林造成事業の取組等を紹介		
	・水源林造成事業を紹介するパンフレットの配布や広報誌「季刊水源林」の発行により水源林造 成事業に対する理解の醸成に貢献		
	<森林保険業務> ・発信力を高めるため、新たに YouTube チャンネルを開設し、森林保険の解説動画を公開		
	・広報誌「森林保険だより」、森林保険パンフレット等の広報資料に加え、新たに制作したポスター やミニのぼり旗を活用した普及・加入促進活動を推進		
3. ガバナンスの強 化	・内部統制に関する事項を定めた理事会規程に基づく理事会の適切な運営 ・機構内各業務の関係部局との連携強化	В	(B)
(研究指導課長)	・新型コロナウイルス感染症対策の森林機構内実行本部による適切な実施 ・監査従事職員の各種講習会等への参加による資質向上		
(斯九伯等硃文)	・コンプライアンス推進委員会の開催及び、コンプライアンス関連研修等の実施		
	・新規採用研究者を対象とした研究倫理教育 e ラーニング及び、研究不正防止にかかる講演会を実施		
4. 人材の確保・育成 (研究指導課長)	・多様な人材の確保・育成、各種研修等による職員の資質向上、人事評価システムの適切な運用、 役職員の給与水準の検証等の取組を着実に実施	В	(B)
5. ダイバーシティの 推進	・会議資料や保育施設のしおり等の英語化を進め、外国人職員の働きやすさを大きく改善 ・翻訳ソフトウェアや翻訳機の導入により日本人職員と外国人職員のコミュニケーション不足を改善	Α	(A)
	・育休男子プロジェクトとして、制度の見直しやポスター周知等により <u>男性の育児休業取得人数が増</u>		
(研究指導課長)	<ul><li>・不妊治療と仕事の両立に関して関係情報の周知や休暇が取得しやすい職場環境の整備を推進</li></ul>		

6. 情報公開の推進 (研究指導課長)	・法人文書ファイル管理簿をウェブサイトに掲載し、適正で迅速な情報公開業務の遂行に貢献 ・情報公開・個人情報保護制度の運用に関する研修会等に職員が参加し、情報開示請求への対応 体制を整備 ・森林保険業務の透明性確保のため、業務運営に関する情報を幅広く公表	В	(B)
7. 情報セキュリティ対策の強化 (研究指導課長)	・情報セキュリティ対策推進計画等に基づき、より高度なセキュリティ確保や不正アクセスへの対応の取組強化等を着実に実施 ・サイバー攻撃に対する防御力強化のため、全職員を対象とした情報セキュリティに係る教育研修 等を実施	В	(B)
8. 環境対策・安全 管理の推進 (研究指導課長)	<ul> <li>・森林研究・整備機構環境配慮基本方針等に基づき、省エネルギー対策を推進</li> <li>・総エネルギー使用量や上水使用量の数値目標の設定と職員への啓発により、削減目標を達成</li> <li>・道路交通法の改正をうけて運転者の酒気帯び確認を毎日実施</li> <li>・水源林造成事業における事業者等へ労働安全衛生に関する指導を行うとともに、安全パトロールを実施</li> </ul>	В	(B)

法人全体の評定	A